

議案第29号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「7.83」を「7.61」に改める。

第5条中「29,540円」を「28,415円」に改める。

第6条第1号中「20,265円」を「19,329円」に改め、同条第2号中「10,133円」を「9,665円」に改め、同条第3号中「15,199円」を「14,497円」に改める。

第7条中「2.40」を「2.57」に改める。

第9条中「9,265円」を「9,871円」に改める。

第10条第1号中「6,356円」を「6,715円」に改め、同条第2号中「3,178円」を「3,358円」に改め、同条第3号中「4,767円」を「5,037円」に改める。

第11条中「1.74」を「1.84」に改める。

第13条中「9,060円」を「9,654円」に改める。

第14条中「4,672円」を「4,871円」に改める。

第28条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号ア中「20,678円」を「19,891円」に改め、同号イ（ア）中「14,186円」を「13,531円」に改め、同号イ（イ）中「7,093円」を「6,766円」に改め、同号イ（ウ）中「10,640円」を「10,149円」に改め、同号ウ中「6,486円」を「6,910円」に改め、同号エ（ア）中「4,450円」を「4,701円」に改め、同号エ（イ）中「2,225円」を「2,351円」に改め、同号エ（ウ）中「3,338円」を「3,526円」に改め、同号オ中「6,342円」を「6,758円」に改め、同号カ中「3,271円」を「3,410円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同号ア中「14,770円」を「14,208円」に改め、同号イ（ア）中「10,133円」を「9,665円」に改め、同号イ（イ）中「5,067円」を「4,833円」に改め、同号イ（ウ）中「7,600円」を「7,249円」に改め、同号ウ中「4,633円」を「4,936円」に改め、同号エ（ア）中「3,178円」を「3,358円」に改め、同号エ（イ）中「1,589円」を「1,679円」に改め、同号エ（ウ）中「2,384

円」を「2,519円」に改め、同号オ中「4,530円」を「4,827円」に改め、同号カ中「2,336円」を「2,436円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号ア中「5,908円」を「5,683円」に改め、同号イ（ア）中「4,053円」を「3,866円」に改め、同号イ（イ）中「2,027円」を「1,933円」に改め、同号イ（ウ）中「3,040円」を「2,900円」に改め、同号ウ中「1,853円」を「1,975円」に改め、同号エ（ア）中「1,272円」を「1,343円」に改め、同号エ（イ）中「636円」を「672円」に改め、同号エ（ウ）中「954円」を「1,008円」に改め、同号オ中「1,812円」を「1,931円」に改め、同号カ中「935円」を「975円」に改める。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

15 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が定められている国民健康保険税（資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている場合は、令和2年2月分以降の国民健康保険税。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第4項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年法令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」

という。)が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 16 前項の場合における第27条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長がこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例(芽室町国民健康保険税条例附則に2項を加える改正規定を除く。)による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の一部改正及び北海道の示す標準税率を踏まえて国民健康保険税率等を改正するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置を規定するため、本条例を改正しようとするものであります。

茅室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額</p>

改正案	現 行
<p>等」という。)に100分の<u>7.61</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,415円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>19,329円</u></p>	<p>等」という。)に100分の<u>7.83</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,540円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>20,265円</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) 特定世帯 <u>9,665円</u> (3) 特定継続世帯 <u>14,497円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.57</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,871円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,715円</u> (2) 特定世帯 <u>3,358円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,037円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(2) 特定世帯 <u>10,133円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,199円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,265円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,356円</u> (2) 特定世帯 <u>3,178円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,767円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>

改正案

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.84を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,654円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,871円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

現行

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.74を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,060円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,672円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

改正案	現 行
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>19,891円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,531円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,766円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,149円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,910円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,701円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,351円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,526円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,758円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,410円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20,678円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,186円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,093円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,640円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,486円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,450円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,225円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,338円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,342円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,271円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の</p>

改正案	現 行
<p>合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,208円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,665円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,833円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,249円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,936円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,358円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,679円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,519円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,827円</u></p>	<p>合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,770円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,133円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,067円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,600円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,633円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,178円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,589円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,384円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,530円</u></p>

改正案

現行

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,436円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,683円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,866円

(イ) 特定世帯 1,933円

(ウ) 特定継続世帯 2,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,975円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,343円

(イ) 特定世帯 672円

(ウ) 特定継続世帯 1,008円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,336円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,908円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,053円

(イ) 特定世帯 2,027円

(ウ) 特定継続世帯 3,040円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,853円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,272円

(イ) 特定世帯 636円

(ウ) 特定継続世帯 954円

改正案

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,931円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 975円

附 則

1～14 一略一

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における保険料の減免）

15 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が定められている国民健康保険税（資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている場合は、令和2年2月分以降の保険税。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第4項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。

現 行

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,812円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 935円

附 則

1～14 一略一

改正案

現 行

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年法令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

16 前項の場合における第27条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長がこれにより難い事情があると認めると

改正案	現 行
<p><u>きは、別に申請期限を定めることができる」とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 この条例（芽室町国民健康保険税条例附則に2項を加える改正規定を除く。）による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.83%	61 万円
均等割	29,540 円	
平等割	20,265 円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.61%	63 万円
均等割	28,415 円	
平等割	19,329 円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.40%	19 万円
均等割	9,265 円	
平等割	6,356 円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.57%	19 万円
均等割	9,871 円	
平等割	6,715 円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.74%	16 万円
均等割	9,060 円	
平等割	4,672 円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.84%	17 万円
均等割	9,654 円	
平等割	4,871 円	

■軽減判定所得に乗じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 28 万円 × 被保険者数
2 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 51 万円 × 被保険者数

【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 <u>28.5 万円</u> × 被保険者数
2 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 <u>52 万円</u> × 被保険者数

■新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免について

1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を実施する。

2 改正内容

国民健康保険税条例には、災害による損害を受けた場合や失業等により収入が著しく減少した場合による保険税の減免に関する条例が既に定められていますが、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免については、減免基準と期間を別に定めることから改正が必要となります。

3 減免内容

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

⇒ 保険税全額を免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯

⇒ 保険税の10分の2～全額を免除

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等を除く）が、前年の事業収入の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、保険税の全額を免除する。

4 減免対象

対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税であること

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限が設定されているもの

※特別徴収（年金天引き）の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日が、令和2年2月1日～令和3年3月31日であるもの

5 減免の算定

【表1】

A	当該世帯の被保険者全員の保険税額
B	<u>世帯の主たる生計維持者</u> の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全 部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

【計算式】

【表1】から、対象となる保険税額を算出する (A × B / C) ……①

① に 【表2】の区分に応じた減免割合を乗じる

【減免額計算例】

A	保険税額 (令和2年度)	50万円
B	主たる生計維持者の前年所得額	300万円
C	世帯全体の前年合計所得額	400万円
d	減免割合 400万円以下	10分の8

$$50万円 \times 300万円 / 400万円 \times 8/10 = 30万円 (減免額)$$